

第64号議案

加東市福祉医療費助成に関する条例及び加東市高齢重度障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件

加東市福祉医療費助成に関する条例及び加東市高齢重度障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年9月3日提出

加東市長 安田正義

加東市条例第 号

加東市福祉医療費助成に関する条例及び加東市高齢重度障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

(加東市福祉医療費助成に関する条例の一部改正)

第1条 加東市福祉医療費助成に関する条例（平成18年加東市条例第107号）の一部を次のように改正する。

第2条第23号中「保険者たる国、地方公共団体」を「保険者たる地方公共団体」に改める。

第3条第2項第2号中「及び附則第5条の4の2第6項」を「、附則第5条の4の2第6項及び附則第7条の2第4項」に改める。

附則第8項中「第6項」を「第7項」に改め、同項を附則第9項とし、附則第5項から附則第7項までを1項ずつ繰り下げ、附則第4項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「(市町村民税の所得割の額の算定に関する特例)」を付し、同項の次に次の1項を加える。

5 第3条第2項第2号から第4号までに規定する市町村民税の所得割の額については、同項第2号から第4号までに規定する者が地方税法第318条に規定する賦課期日において指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者（地方税法第737条の2第1項の規定により同日において当該指定都市の区域内に住所を有したとみなされる者を含む。）であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして算定するものとする。

(加東市高齢重度障害者医療費助成に関する条例の一部改正)

第2条 加東市高齢重度障害者医療費助成に関する条例（平成18年加東市条例第121号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「及び附則第5条の4の2第6項」を「、附則第5条の4の2第6項及び附則第7条の2第4項」に改める。

附則第3項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「(市町村民税の所得割の額の算定に関する特例)」を付し、附則に次の1項を加える。

4 第3条第1項に規定する市町村民税の所得割の額については、同項に規定する者が地方税法第318条に規定する賦課期日において指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者（地方税法第737条の2第1項の規定により同日において当該指定都市の区域内に住所を有したとみなされる者を含む。）であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして算定するものとする。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の加東市福祉医療費助成に関する条例附則第5項から第9項までの規定及び第2条の規定による改正後の加東市高齢重度障害者医療費助成に関する条例附則第3項及び第4項の規定は、平成30年7月1日から適用する。

第 6 4 号議案 要旨

加東市福祉医療費助成に関する条例及び加東市高齢重度障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件（要旨）

1 改正理由

地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）の一部改正により、指定都市に住所を有する者の市町村民税所得割の税率が変更となったことに伴い、福祉医療費の助成対象要件である市町村民税所得割額の算定に関する特例を設けるため、所要の改正を行うものである。

2 改正内容

(1) 加東市福祉医療費助成に関する条例の一部改正（第 1 条関係）

ア 指定都市に住所を有していた者であっても、指定都市以外の区域内に住所を有する者として、所得割の額を算定する規定を加えること。（改正後の附則第 5 項）

イ 所要の文言整理を行うこと。

(2) 加東市高齢重度障害者医療費助成に関する条例の一部改正（第 2 条関係）

ア 指定都市に住所を有していた者であっても、指定都市以外の区域内に住所を有する者として、所得割の額を算定する規定を加えること。（改正後の附則第 4 項）

イ 所要の文言整理を行うこと。

3 施行期日 公布の日（2 (1)ア及び(2)アは、平成 3 0 年 7 月 1 日から適用）

新 旧 対 照 表

現 行	改 正 案
<p>○加東市福祉医療費助成に関する条例の一部改正（第1条関係）</p> <p>（定義）</p> <p>第2条（略）</p> <p>(1)～(22)（略）</p> <p>(23) 被保険者等負担額 当該医療に要する費用の額から医療保険各法の規定により医療の給付を行うもの（以下「保険者」という。）が負担すべき額（保険者の規約、定款、運営規則等により医療保険各法に規定する保険給付と併せて当該保険給付に準ずる給付を受けることができる場合における当該支給又は給付を含む。）を控除した額（医療保険各法以外の法令、条例、規則、規程等の規定により国、地方公共団体（<u>保険者たる国、地方公共団体</u>を除く。）又は独立行政法人の負担において医療に関する給付が行われないうちに限る。）をいう。</p> <p>(24)～(26)（略）</p> <p>（助成対象者）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2 前項に掲げる者のうち、高齢期移行者、重度障害者、幼児等保護者、こども保護者、母子家庭の母、父子家庭の父及び遺児（養育者がある場合は、当該養育者）にあつては、それぞれ次に掲げる要件を備えているものとする。</p> <p>(1)（略）</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条（略）</p> <p>(1)～(22)（略）</p> <p>(23) 被保険者等負担額 当該医療に要する費用の額から医療保険各法の規定により医療の給付を行うもの（以下「保険者」という。）が負担すべき額（保険者の規約、定款、運営規則等により医療保険各法に規定する保険給付と併せて当該保険給付に準ずる給付を受けることができる場合における当該支給又は給付を含む。）を控除した額（医療保険各法以外の法令、条例、規則、規程等の規定により国、地方公共団体（<u>保険者たる地方公共団体</u>を除く。）又は独立行政法人の負担において医療に関する給付が行われないうちに限る。）をいう。</p> <p>(24)～(26)（略）</p> <p>（助成対象者）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2 前項に掲げる者のうち、高齢期移行者、重度障害者、幼児等保護者、こども保護者、母子家庭の母、父子家庭の父及び遺児（養育者がある場合は、当該養育者）にあつては、それぞれ次に掲げる要件を備えているものとする。</p> <p>(1)（略）</p>

(2) 重度障害者 重度障害者、当該重度障害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。）及びその重度障害者の生計を維持するその重度障害者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者の医療保険各法の給付が行われた月の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下「市町村民税の所得割」という。）の額（同法第314条の7、附則第5条の4第6項及び附則第5条の4の2第6項の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。以下同じ。）の合計額が23万5千円未満であること。

(3)～(5) (略)

3 (略)

附 則

(市町村民税の所得割の額の算定に関する特例)

4 (略)

(2) 重度障害者 重度障害者、当該重度障害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。）及びその重度障害者の生計を維持するその重度障害者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者の医療保険各法の給付が行われた月の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下「市町村民税の所得割」という。）の額（同法第314条の7、附則第5条の4第6項、附則第5条の4の2第6項及び附則第7条の2第4項の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。以下同じ。）の合計額が23万5千円未満であること。

(3)～(5) (略)

3 (略)

附 則

(市町村民税の所得割の額の算定に関する特例)

4 (略)

5 第3条第2項第2号から第4号までに規定する市町村民税の所得割の額については、同項第2号から第4号までに規定する者が地方税法第318条に規定する賦課期日において指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者（地方税法第737条の2第1項の規定により同日において当該指定都市

(高齢期移行者に係る助成の特例)

5 (略)

6 (略)

7 (略)

8 附則第6項に定める一部負担金について、特別の理由により支払うことが困難であると認められるときは、当該一部負担金を免除することができるものとする。

○加東市高齢重度障害者医療費助成に関する条例の一部改正(第2条関係)

(助成対象者)

第3条 この事業の助成の対象となる者は、高齢重度障害者で、当該高齢重度障害者、その高齢重度障害者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。)及びその高齢重度障害者の生計を維持するその高齢重度障害者の民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者の療養のあった月の属する年度(療養のあった月が4月から6月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。)の額(同法第3

の区域内に住所を有したとみなされる者を含む。)であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして算定するものとする。

(高齢期移行者に係る助成の特例)

6 (略)

7 (略)

8 (略)

9 附則第7項に定める一部負担金について、特別の理由により支払うことが困難であると認められるときは、当該一部負担金を免除することができるものとする。

(助成対象者)

第3条 この事業の助成の対象となる者は、高齢重度障害者で、当該高齢重度障害者、その高齢重度障害者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。)及びその高齢重度障害者の生計を維持するその高齢重度障害者の民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者の療養のあった月の属する年度(療養のあった月が4月から6月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。)の額(同法第3

1 4 条の 7、附則第 5 条の 4 第 6 項及び附則第 5 条の 4 の 2 第 6 項 _____ の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。) の合計額が 2 3 万 5 千円未満であるものとする。

2 (略)

附 則

(市町村民税の所得割の額の算定に関する特例)

3 (略)

1 4 条の 7、附則第 5 条の 4 第 6 項、附則第 5 条の 4 の 2 第 6 項 及び附則第 7 条の 2 第 4 項の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。) の合計額が 2 3 万 5 千円未満であるものとする。

2 (略)

附 則

(市町村民税の所得割の額の算定に関する特例)

3 (略)

4 第 3 条第 1 項に規定する市町村民税の所得割の額については、同項に規定する者が地方税法第 3 1 8 条に規定する賦課期日において指定都市（地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 1 9 第 1 項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者（地方税法第 7 3 7 条の 2 第 1 項の規定により同日において当該指定都市の区域内に住所を有したとみなされる者を含む。）であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして算定するものとする。